

適正取引の推進と
パートナーとの価値協創に向けた
自主行動計画

平成	29年	3月	
令和	元年	6月	改定
令和	3年	10月	改定
令和	5年	6月	改定
令和	5年	12月	改定
令和	6年	9月	改定
令和	8年	1月	改定

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

目 次

行動計画策定の目的	1
情報通信ネットワーク産業における調達行動のあり方	3
I. 重点事項.....	4
1. 合理的な価格決定	4
2. 製造委託等代金支払いの適正化	5
3. 型等の管理の適正化.....	6
4. 知的財産取引の適正化	6
II. 情報通信機器産業適正取引ガイドラインの遵守.....	7
III. 適正取引のための各社の取組みの徹底・浸透	7
IV. 業界全体及び CIAJ での取組み.....	8
V. 教育の徹底、人材の育成.....	9
VII. 定期的な検証（CSRの一環としてのパートナリングの視点を含む）	10
VIII. ベストプラクティスの収集	10
附 則	11

■本計画では、各種法令等の名称は以下のとおりに略す

- ・「取適法」：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
- ・「基準」： 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準及び受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準
- ・「指針」： 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会）
- ・「ガイドライン」： 情報通信機器産業における受託適正取引等推進のためのガイドライン

行動計画策定の目的

情報通信ネットワーク産業の製品群は、社会・経済を支える基盤となったインターネット、携帯電話サービス中心のネットワークから、さらにあらゆるモノがネットワークにつながるIoT基盤構築用途へと広がり、様々な産業分野に利用が及ぶと同時に社会インフラとしての重要性が増している。その製品製造・流通過程においては、素材・部品の調達からハードウェア、ソフトウェアの開発・製造委託、検査、設置工事、保守等、様々な役割・業務の外部委託を実施しており、相互の信頼関係に基づく最適な役割分担、品質確保・コスト低減努力により、市場の需要にマッチした製品の供給に努めている。しかしながら、昨今のグローバル市場においては、安価に供給される新興国製品群との競争が一段と激しさを増している。

当業界におけるサプライチェーンは、サプライネットともいべき複雑なものであり、また、ある中小受託事業者が、同業他社間の共通した取引先となっている例も多い。そこでは、部品等の分野における取引先が有する先端技術に依存しながら供給を受ける、すなわち「各取引先事業者（パートナー）及び、自社が持つ社会的価値をいかに結合していくか」ということが、我々電機・電子産業の調達部門に課せられた大きな使命であり、パートナーの存在価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。

また、業界全体のグローバル競争力を確保するためには、素材・基礎部品、部品・デバイス・モジュール、セット、ソフトウェアの各段階における競争力が不可欠であり、各段階のメーカー単位での創意工夫のみならず、それを使用する事業者（委託事業者）の積極的な協力により、機能・品質の向上、生産技術の改善、コストダウンや脱炭素化を始めとするグリーン化、電子受発注の導入を始めとする情報化等を協業していく努力の積重ねが必要であると考える。

当業界の各業界団体では、その一環として経済産業省が策定した「情報通信機器産業における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」に基づき、取引の適正化に努めてきたところである。コンプライアンスを当然の前提としつつ、これを更に前に進め、業界全体での取引適正化に向けて行動計画を策定・実践し、また、個社レベルにおける取引にかかる適正な行動規範を定着していく活動が必要不可欠と考える。こうした取組みにより、情報通信ネットワーク産業における付加価値を向上し、グローバルな規模で進化し続ける情報化社会の発展に寄与することができるるのである。

以上のような考え方のもと、政府の基準等に留意しつつ、合理的な価格決定、製造委託等代金支払いの適正化、型等管理の適正化をはじめ、これらの基準の内容実現のための行動のあり方を示すとともに、その実践のため、自主行動計画を策定した。

○ 2023年12月の改定について

2023年4月5日に開催された「第5回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において指摘された以下2点を踏まえ、本自主行動計画を改定・徹底する。

- (1) 下請Gメンのヒアリング結果を踏まえた中小企業庁からの当業界への指摘事項
- (2) トランク運送業界の価格転嫁率が低いことへの対応

改定内容は、「I.1.合理的な価格決定」の各項に反映した。

○ 2024 年度の改定について

振興基準の改正点である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の活用による労務費の適切な価格転嫁、原材料費・エネルギーコストの転嫁すべき妥当な変動分の全額転嫁および指導基準の変更に伴う改定を行った。

改定内容は、「I.1.合理的な価格決定」、「I.2.製造委託等代金支払の適正化」の各項に反映した。

○ 2025 年度の改定について

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取直法）、受託中小企業振興法（及び同法に基づく振興基準）が令和 8 年 1 月 1 日に施行された。改正内容の「用語の変更」「協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止」「手形払等の利用の禁止」「振込手数料の受注者負担の禁止」について反映した。

情報通信ネットワーク産業における調達行動のあり方

1. 電機、電子、情報通信分野における未来社会を築くために広く世界に目を向け、あらゆる可能性に臨み、我々が必要とする技術、技能を有する事業者（以下「パートナー」という。）と価値観を共有しながら、それぞれが持てる価値の結合に取り組む。
2. パートナーが提供する価値を正当に評価し、我々が得た付加価値との間で正当に配分する。
3. パートナーの可能性を最大限に高めるために、価値の協創を進める。
4. 前2項の評価を顧し、また、パートナーの経営の健全化及び技術力・生産性の一層の向上を支援するために、製造委託等代金支払の適正化に努める。

I. 重点事項

1. 合理的な価格決定

(1) 理念

「行動計画策定の目的」でも述べたとおり、業界全体のグローバル競争力確保のためには、素材・基本部品、部品・モジュール製作、組込ソフト開発、セット組立て（以下では、素材から組込ソフト開発までを総称して「部品等」という。）の各段階における競争力が不可欠であり、中小受託事業者及び委託事業者の積極的な協力により、製品の機能・品質・生産技術の向上、コストダウンを協業していく努力の積重ねが必要である。そのような協業努力の下、当該部品等が持つ本来の機能的価値、取引数量（単回ごとの数量及び一定の期間における総数量）、納期の緩急、要求されるべき品質のレベル等による需給上の経済的価値に加え、材料費、労務費、光熱費、配送費用、為替等の変動を反映した適正な取引価格の形成（十分な協議に基づく製造委託等代金額の決定）に努めることが必要である。供給者・需要者の双方で製品機能の向上を図るとともに、原価低減努力を重ね、取引数量、納期、品質等の条件、材料費、光熱費用、為替の変動及び適切な労務費用、適切な配送費用を考慮し、十分に協議の上、適正に価格を決定する。また、これらの変動を中小受託事業者が申し出やすいように配慮する。

(2) 具体的な行動内容

① 価格決定の考え方

基準、指針、ガイドラインの内容及びパートナーシップ構築宣言の主旨を反映し、(1)の理念に基いた製造委託等代金の価格決定を行う。

製造委託等代金の決定にあたっては、

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 口頭で削減幅を示唆する。

等、一方的な原価低減要請、交渉の目的や範囲を大きく逸脱する不適切な言動、経済合理性や十分な協議を欠いた要請は行わない。

また、業界全体のグローバル競争力を維持拡大し、価値の創出を図るため、次の内容に留意した活動を行う。

- ・製品の品質を維持・保証することに問題のない範囲で、必要な品質・機能を有する材料の利用を検討する。
- ・加工性、歩留り向上等生産性の向上に努める。
- ・必要とする機能、保有すべき品質について、委託事業者はパートナーの提言に積極的に耳を傾け、共同で検討を行うなどしたうえで決定する。
- ・市場動向の要素（輸送コスト、IT化、環境負荷対策等）を加味し十分な協議を行う。
- ・上記各項目のパートナーと委託事業者の貢献度合いを適正に評価し、反映する。
- ・材料費、労務費、光熱費、配送費用、為替等の変動を勘案し、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、取引価格について転嫁すべきと考えられる妥当な変動分の全額転嫁を目指す。また、これらの変動を中小受託事業者が申し出やすいように配慮する。なお、荷主の立場として、トラック運送取引において、適正な運賃水準となるよう配慮する。
- ・労務費については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）を踏まえ、労務費の上昇分を適切に取引対価に転嫁できるよう協議する。

- ・上記各項目に加え、注文ごと、納品回ごと又は生産回ごとの取引内容（一回の数量、納期の緩急他）を反映しながら以下の点も留意の上、十分に協議し、「お互いに納得やすく」で価格を決定する。
 - ・発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じたと要請があった場合
 - ・仕様・納期、取引条件等の変更に伴う追加費用
 - ・検査合格後、納入元指摘によるやり直し又は損害賠償発生の際の費用負担割合
 - ・補給品の価格決定の考え方については、3. 型等の管理の適正化 に示す。
 - ・中小受託事業者が協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することは行わない。
- ② 価格決定の正当性の保障
 - ①項に基づき、中小受託事業者と十分に協議を行い、その協議の経過及び決定の考え方について明確なエビデンスを作成、保存するものとする。
- ③ 社内手順への反映
 - ①及び②について、会員各社の社内手順（手順書の改正、発注システムの改変）に反映させる。
＊「手順書」改正や、発注システムの改変を伴う事項については、会員各社のシステム開発力等を考慮して期限を設定する。
- ④ 合理的な価格を協議するための中小受託事業者に対するお願いの実施
次の事項について、中小受託事業者にお願いを発出する。
 - ・見積書の早期提出および見積内訳の明示
特に従来品（類似品）の見積からの相違点とその内容
 - ・委託事業者集約品、代理購買品の積極的な利用（集約品等が安価な場合）

2. 製造委託等代金支払いの適正化

(1) 理念

取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、支払方法について、基準や関連通達を踏まえ中小受託事業者と十分に協議し、中小受託事業者の資金繰りに配慮したものとするよう改善に努めていく。

(2) 具体的な行動内容

- ① 製造委託等代金の支払いができる限り現金払いとすべく現金化比率の改善に努める。
- ② 代金を中小受託事業者の銀行口座に振り込む場合には、書面の合意の有無にかかわらず、委託事業者が振込手数料を負担し、中小受託事業者への支払代金から差し引くことは行わない。
- ③ 支払方法については、約束手形による支払いを行わず、一括決済方式、電子記録債権等により製造委託等代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコストについて、中小受託事業者の負担とすることがないよう、割引料等を勘案して製造委託等代金の額を十分協議して決定する。給付を受領した日から起算して60日以内に定める支払い期日までに中小受託事業者が現金を満額取得できるようにするものとする。
- ④ 大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託事業者等への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）に努める。

3. 型等の管理の適正化

(1) 理念

量産終了時の型等の寄託について、従来慣行の是非の確認をはじめ、社内ルール化を促進し、委託事業者・中小受託事業者の対等な協議に資する認識の共有化に努める。

(2) 具体的な行動内容

① 型等寄託のあり方

会員各社は、基準及びガイドラインに沿い、型等の寄託の方法について、JEITA「情報通信機器産業における型管理適正化のための指針」等を参考に次の内容を骨子とするルールやマニュアルを作成する。

- ・「量産終了の時期」の考え方を示す。
- ・量産終了後における型等の寄託の法的根拠を明らかにする。
- ・量産終了後における保管期間及び保管費用、保守費用を明らかにして、別途の有償の寄託契約を締結するか、補給品の手配が明らかなときは保管費用等が補給品の価格に含まれることを明示して中小受託事業者と十分に協議するなど、型等の保管に必要な費用は委託事業者が負担する。運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」は行わないことを徹底する。
- ・補給品生産がなくなった場合の型等の返却や廃棄の基準・申請方法等の手順を定める。

② 補給品の価格決定の考え方

量産終了後に補給品の注文を行うときは、次の事項に留意し、十分に協議してその価格を決定する。

- ・型等の保管費用・保守費用を明らかにし、補給品の注文回ごとにそれらがどのように含まれるかを十分に協議する。
- ・注文ごと／生産回ごとの数量を量産時のそれと対比して、少量生産に伴う固定費の回収単価を考慮し、十分な協議を行う。
- ・補給品の注文回ごとに、材料費、光熱費用、為替の変動及び適切な労務費用、適切な配送費用を考慮して、十分な協議を行う。

4. 知的財産取引の適正化

(1) 理念

令和3年(2021年)3月に中小企業庁により策定された「知的財産取引に関するガイドライン」及び契約書ひな形の主旨を反映し、知的財産取引の適正化に努める。

(2) 具体的な行動内容

会員各社は、中小受託事業者と知的財産取引について見解の相違を生じないように、本主旨に定めた調達行動のあり方に則り、以下の内容を含む運用ルールの整備に努める。

① 契約締結前

- ・中小受託事業者の秘密情報を中小受託事業者の事前の承諾なく取得、または開示を強要しない。

② 試作品製造・共同開発等

- ・無償の技術指導・試作品製造等の強制をしない。
- ・共同研究開発によって得られた成果の帰属については、十分に協議を行いその帰属を決定するものとする。

③ 製造委託・製造販売・請負販売等

- ・製造委託の目的物とされていない、型等の設計図面、CAD データその他技術データの提供を中小受託事業者の意に反して強制しない。
 - ・知的財産（権）を提供させるときは見積条件に含めること。
 - ・取引先監査等を行う等秘密情報の開示を受ける場合は、事前守秘義務の内容、範囲を中小受託事業者と取り決めること。
- ④ 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償許諾
- ・中小受託事業者に帰属する知的財産権について、無償譲渡の強要や自社への単独帰属を強要しない。また中小受託事業者の知的財産権の無償実施を強制しない。

II. 情報通信機器産業適正取引ガイドラインの遵守

会員各社は、上記 I. 重点事項に掲げた4項目を実施するとともに、取引適正化のため経済産業省策定の「情報通信機器産業における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」の内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。

III. 適正取引のための各社の取組みの徹底・浸透

1. 会員各社における取組み及び教育

(1) 理念

調達活動が、パートナーが保有する価値と我々が保有する価値とを結合し、両者の協創により高い価値に昇華させていくものであるためには、社会秩序、法秩序に則ったものである必要があり、それらの秩序を具現化した取適法、同法施行令、同法施行規則及び基準、自社のパートナーシップ構築宣言及びガイドラインを尊重し行動するのは、当然である。会員各社は、本計画の内容を、各社の行動規範、規則・基準・手順等へ取り込み、役員・従業員（設計、製造、品証、支払部門を含む）に徹底し、これを「内部監査制度」、「通報制度」（申告制度）をもって保障する。

(2) 具体的な行動内容

① 会社規則等の改定、発注システムの改変

ガイドライン等の改正、自主行動計画の内容を各社の規則等に反映し、通達する。また、改正された手順に従ったシステムの改変を行う。

② 教育資料への反映

ガイドライン等の改正、自主行動計画の内容及び各社の規則等の改正の内容を、各社の教育資料に反映する。これらの資料は、配布、社内インターネットに掲載するなどして、日常から活用できるように工夫する。

例) 映写スライド、e ラーニング、パンフレット・読本、調達部門情報誌等

③ 社内教育の実施

通常の調達担当者教育に加え、調達活動に関するすべての部門の関係者に対しても講習会・e ラーニング等を定期的に行う。

新入社員教育、階層教育、調達部門配属／配転受入教育等の機会を捉え、独占禁止法を含めた教育、C S R 教育を行う。

特に調達部門における職能教育においては、一層の拡充を図り、充実した内容とする。

④ JEITA「下請法遵守マニュアル¹」の活用

前③項の実施に当たっては、上記マニュアルを活用する。

⑤ 適正取引の保障（通報制度の活用）

社外から自由に、且つ、調査前に調達関係者に通報したことを知られることのない通報制度を速やかに設ける。

また、取引先に対し、各社の通報制度について、調達部門の社外ページで紹介を行う（リンクを貼る）等、通報窓口を広く紹介する。

さらに、パートナーが確実に閲覧することができる文書にて通知することを推奨する。

IV. 業界全体及び CIAJ での取組み

(1) 理念

本計画を電機・電子産業全体に広報し、他の団体を含め当業界及び関係する業界の理解と共同行動を求め、業界及び産業界全体の取引適正化を推進する。電機・電子産業の調達においては、他の産業とのかかわりも多く直線的な供給関係ではないことから、要請が重複することも予想されるが、会員各社を通じて、各業界・各企業への浸透に努める。

(2) 具体的な行動内容

① 本計画の公表

CIAJ は、本計画の内容を公表（ホームページへの掲載等）して、広く周知、浸透を図る。

② 会員各社によるサプライチェーンへの浸透と協力要請

会員各社は、自社の「生産動向説明会」「予算説明会」「パートナーカンファレンス」等、調達取引先との会合において、本計画を紹介するとともに、その先の仕入先（二次取引先を含め累次の取引先）に対しても取引の適正化への協力を求める。

③ CIAJ 会員企業のコンプライアンス責任者を対象に、中小企業庁責任者（取引課長又は統括検査官）等による講習会を定期的に開催する。開催にあたっては、サプライチェーンからの出席も広く募集する。

¹ 次回改定時にタイトルを「取適法遵守マニュアル」に変更予定

V. 教育の徹底、人材の育成

(1) 理念

規則やシステムによる手順の保障が進んでも、最終的にはそれに携わる「人」がそれらを遵守しなければ機能せず、すべての関係者に取適法等を十分に理解させなければならない。

また、「どのような問合せにも的確に答えられる人材」も必要である。

会員各社においては、関係する役員・従業員に対して教育を徹底するとともに、CIAJにおいても、各社の遵法の核となるべき人材の養成に努める。

(2) 具体的な行動内容

III. 適正取引のための各社の取組みの徹底・浸透 1. 会員各社における取組み及び教育

(2) ②～④、及び、IV. 業界全体及び CIAJ での取組み (2) ③に含む。

VI. パートナーとの協創関係の深耕

(1) 理念

行動計画策定の目的でも述べたとおり、電機・電子産業における調達活動は、「パートナー及び、自社が持つ社会的価値をいかに結合していくか」ということである。これまでも、日常的にパートナーと意見を交換し、技術の摺合わせを行ってきたところであるが、社会や人々が求めるより高度な製品・技術を届けるためには、これらのコンタクトないしコミュニケーションをさらに深く行う必要がある。

また、業界全体のグローバル競争力を確保するためにも、パートナーと委託事業者との協創努力を欠かすことはできない。協創関係を一層深耕するため、個別の注文における協力関係は当然のこと、以下に述べる日常的なコミュニケーションを推進する。

これらを実践していくうえで、また自社のスタンスを明確にするために、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。

(2) 具体的な行動内容

① 日常的なコミュニケーション

工程改善、品質改善、生産性向上等について、ワーキング活動等を行うことに努める。

また、パートナーの事業所、工場を訪問し、経営上の悩みに対する相談に応じ、工程改善、品質改善、生産性向上等に関する提案を発掘するなど、双方にとって Win-Win となる関係の構築に努める。

② 中小受託事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行う。

③ 委託事業者は、中小受託事業者の働き方改革を阻害しないよう中小受託事業者からの要望、相談に誠意をもって応じる。

④ 中小受託事業者と連携し、事業継続計画（B C P）の策定や事業継続マネジメント（B C M）の実施に努め、災害発生時には、中小受託事業者と協力しサプライチェーンの復旧に努める。

VII. 定期的な検証（CSRの一環としてのパートナリングの視点を含む）

(1) 理念

先にも述べたとおり、遵法は最終的には「人」が担うため、過誤もありうると心構えをしなければならない。

監査制度等を通して、取引が適切に行われているかを検証し、保障するため、以下に示す項目を実施することにより恒常的な改善と進捗を促す。

(2) 具体的な行動内容

① 自己検証・内部監査

会員各社は、日常的にいわゆる「異常値管理」を徹底するとともに、（取適法等の）遵法責任部署による自己検証制度を設け、年1回以上検証を行い、不適切な点が発見された場合は、直ちに是正を行い且つ、是正が完了したことを確認するとともに、他の案件又は他の事業においても同種の問題が生じないか確認を行う。

または、既存の内部監査制度の主要な監査項目として取り上げ、確実な確認を行い、「リスク」として、「内部統制」の項目としても監視する。

② CIAJによる進捗状況のフォローアップ

CIAJは、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、毎年、会員各社に対して本計画の進捗状況について報告を求め、各社の行動を促進する。

VIII. ベストプラクティスの懇意

(1) 理念

会員各社ではそれぞれにおいて、調達取引の適正化及び中小受託事業者との価値の協創に努めているところであり、他社又は他業界にも広く浸透することが望ましい取組みが多々行われている。

CIAJは、これらの事例を収集し、広く懇意する。

(2) 具体的な行動内容

① ベストプラクティス事例の収集

CIAJは、本計画のフォローアップ調査時に会員各社からベストプラクティス事例の収集を行い、内容を取り纏める。

② 事例を、CIAJの協会ホームページ等を通じて、広く情報通信ネットワーク産業界内外に紹介する。

附 則

1. この計画は、平成 29 年（2017 年）3 月 15 日より実施する。
2. 令和元年（2019 年）6 月 19 日より本改定版を実施する。
3. 令和 3 年（2021 年）10 月 14 日より本改定版を実施する。
4. 令和 5 年（2023 年）6 月 14 日より本改定版を実施する。
5. 令和 5 年（2023 年）12 月 13 日より本改定版を実施する。
6. 令和 6 年（2024 年）9 月 18 日より本改定版を実施する。
7. 令和 8 年（2026 年）1 月 21 日より本改定版を実施する。